



# 宮 崎 県 公 報

令和6年4月1日(月曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目 次

頁

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第29号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
県税・総 務事務所 長	1～5 [略] 6 地方税法(昭和25年法律第226号)による次 の事務  (1)～(3) [略]	県税・総 務事務所 長	1～5 [略] 6 地方税法(昭和25年法律第226号)による次 の事務 <u>(1) 第17条の2の2第2項の規定による納付 又は納入の委託に関すること。</u> <u>(2) 第17条の2の2第4項の規定による納付 又は納入の委託に関すること。</u> <u>(3) 第17条の2の2第7項の規定による通知 に関すること。</u> (4)～(6) [略] 7 <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号)第13条第2項の規定に よる還付に関すること。</u>
西臼杵支 庁長	1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による 次の事務 (1)～(14) [略]  (15)～(24) [略]  (25)～(27) [略] 2の2・2の3 [略] 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による	西臼杵支 庁長	1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による 次の事務 (1)～(14) [略] (15) <u>第55条の5第1項の規定による進学準備 給付金の支給に関すること。</u> (16)～(25) [略] (26) <u>第77条の2の規定による費用の徴収に関 すること。</u> (27)～(29) [略] 2の2・2の3 [略] 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による

<p>次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>3の2～16 [略]</p> <p>17 農業協同組合法 (昭和22年法律第 132号) による次の事務</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による信用事業規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第11条の17第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第11条の17第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>18～19の23 [略]</p> <p>20～34 [略]</p> <p>35 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(23) [略]</p> <p>35の2～63 [略]</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) による次の事務 (1)～(32) [略]</p> <p>65 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>66 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (平成28年宮崎県規則第34号) による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>67 [略]</p>	<p>次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第31条第1項の規定による在所期間の延長に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第33条の4の規定による説明及び意見の聴取に関する<u>こと (母子生活支援施設及び助産施設に係るものに限る。)</u>。</p> <p>(10) [略]</p> <p>3の2～16 [略]</p> <p>17 農業協同組合法 (昭和22年法律第 132号) による次の事務 (信用事業を行う県の区域を地区とする農業協同組合に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>18～19の23 [略]</p> <p>19の24 環境保全型農業直接支払交付金実施要領 (平成23年4月1日付け22生産第 10954号農林水産省生産局長通知) 第8の7の規定による抽出検査の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>20～34 [略]</p> <p>35 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第9条の4の規定による指導及び助言に関する<u>こと。</u></p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p>35の2～63 [略]</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) による次の事務 (1)～(32) [略]</p> <p>65 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>66 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 (平成28年宮崎県規則第34号) による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>67 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事</p> <p>1 生活保護法による次の事務 (1)～(14) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事</p> <p>1 生活保護法による次の事務 (1)～(14) [略]</p> <p>(15) 第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する<u>こと。</u></p>

<p>務所長</p> <p>(15)～(24) [略]</p> <p>(25)～(27) [略]</p> <p>1 の 2 ・ 1 の 3 [略]</p> <p>2 児童福祉法による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 の 2 ～ 7 [略]</p>		<p>務所長</p> <p>(16)～(25) [略]</p> <p>(26) 第77条の2の規定による費用の徴収に関する<u>こと。</u></p> <p>(27)～(29) [略]</p> <p>1 の 2 ・ 1 の 3 [略]</p> <p>2 児童福祉法による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第31条第1項の規定による在所期間の<u>延長に関すること。</u></p> <p>(9) 第33条の4の規定による説明及び意見の<u>聴取に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものに限る。）。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>2 の 2 ～ 7 [略]</p>
<p>保健所長</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第 205号）による次の事務 (1)～(41) [略]</p> <p>(42)～(50) [略]</p> <p>1 の 2 ～ 30 [略]</p> <p>31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）による次の事務 (1)～(23) [略]</p> <p>32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による次の事務 (1)～(44) [略]</p> <p>(45) 第26条の3第1項（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(46) 第26条の3第3項（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による収去に関する<u>こと。</u></p> <p>(47)～(65) [略]</p> <p>(66) 第37条第4項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(67)・(68) [略]</p> <p>(69) 第38条第7項の規定による指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(70)～(72) [略]</p>		<p>保健所長</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第 205号）による次の事務 (1)～(41) [略]</p> <p>(42) 第69条の2第2項の規定による報告の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(43)～(51) [略]</p> <p>1 の 2 ～ 30 [略]</p> <p>31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）による次の事務 (1)～(23) [略]</p> <p>(24) 第40条の3第1項の規定による通報の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(25) 第40条の3第2項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(26) 第40条の5第1項の規定による報告の徴収等に関する<u>こと。</u></p> <p>(27) 第40条の6第1項の規定による改善命令等に関する<u>こと。</u></p> <p>32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による次の事務 (1)～(44) [略]</p> <p>(45) 第26条の3第1項（第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(46) 第26条の3第3項（第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項において準用する場合を含む。）の規定による収去に関する<u>こと。</u></p> <p>(47)～(65) [略]</p> <p>(66) 第37条第4項（第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(67)・(68) [略]</p> <p>(69) 第38条第9項の規定による指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(70)～(72) [略]</p>

<p>(73) <u>第44条の3第4項</u> (第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による食事の提供等に関すること。</p> <p>(74) <u>第44条の3第5項</u> (第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による実費の徴収に関すること。</p> <p>(75) <u>第44条の3の2第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(76) <u>第44条の3の3</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(77)～(94) [略]</p> <p>(95) <u>第50条の3第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(96) <u>第50条の4</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(97)～(100) [略]</p> <p>33～42 [略]</p> <p><u>42の2 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第 107条の2第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) <u>第 108条第1項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第 111条</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) <u>第 112条第1項</u>の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>43～70 [略]</p>	<p>(73) <u>第44条の3第7項</u> (第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による食事の提供等に関すること。</p> <p>(74) <u>第44条の3第8項</u> (第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による実費の徴収に関すること。</p> <p>(75) <u>第44条の3の5第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(76) <u>第44条の3の6</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(77)～(94) [略]</p> <p>(95) <u>第50条の6第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(96) <u>第50条の7</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(97)～(100) [略]</p> <p>33～42 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>女性相談 所長</p> <p>1 <u>売春防止法 (昭和31年法律第 118号) 第34条第3項</u>の規定による要保護女子の保護更生に関すること。</p> <p>2 [略]</p>	<p>女性相談 センター所長</p> <p>1 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号) 第9条第3項</u>の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関すること。</p> <p>2 [略]</p>
<p>きりしま 寮長</p> <p>1 <u>要保護女子の入寮及び退寮</u>に関すること。</p> <p>2 [略]</p>	<p>きりしま 寮長</p> <p>1 <u>困難な問題を抱える女性の入寮及び退寮</u>に関すること。</p> <p>2 [略]</p>
<p>児童相談 所長</p> <p>1 児童福祉法による次の事務 (1)～(19) [略]</p> <p>(20)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>第33条の4</u>の規定による説明及び意見の聴取に関すること。</p>	<p>児童相談 所長</p> <p>1 児童福祉法による次の事務 (1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>第31条の2第1項</u>の規定による在所期間の延長に関すること。</p> <p>(21) <u>第31条の2第2項</u>の規定による在所期間の延長等に関すること。</p> <p>(22)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>第33条の3の2</u>の規定による資料又は情報の提供等の協力要請に関すること。</p> <p>(27) <u>第33条の3の3</u>の規定による意見聴取等措置に関すること。</p> <p>(28) <u>第33条の4</u>の規定による説明及び意見の聴取に関すること。<u>(第27条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項の規定による措置並</u></p>

	<p>(25) 第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による児童自立生活援助に関すること。</p> <p>(26) 第33条の6第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による申込書の受理に関すること。</p> <p>(27) 第33条の6第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による連絡及び調整に関すること。</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) 第33条の6第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供に関すること。</p> <p>(30) 第50条の規定による同条第7号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託に要する費用(医療費を除く。)の支弁に関すること。</p> <p>(31)・(32) [略]</p> <p>(33) 第56条第4項の規定による報告又は閲覧若しくは資料の提供の要求に関すること。</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)による次の事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 第11条第3項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(11)～(18) [略]</p> <p>3 [略]</p>		<p>びに児童自立生活援助の実施に係るものに限る。)</p> <p>(29) 第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助に関すること。</p> <p>(30) 第33条の6第2項の規定による申込書の受理に関すること。</p> <p>(31) 第33条の6第3項の規定による連絡及び調整に関すること。</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) 第33条の6第5項の規定による情報の提供に関すること。</p> <p>(34) 第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。</p> <p>○</p> <p>(35) 第50条の規定による同条第7号に規定する里親への委託に要する費用(医療費を除く。)の支弁に関すること。</p> <p>(36)・(37) [略]</p> <p>(38) 第56条第3項の規定による報告又は閲覧若しくは資料の提供の要求に関すること。</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)による次の事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 第11条第4項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(11)～(18) [略]</p> <p>3 [略]</p>
	[略]		[略]
農林振興局長	<p>1～2の4 [略]</p> <p>2の5 農業協同組合法による次の事務</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による信用事業規程の設定の承認及び同条第3項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(2) 第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第11条の17第1項の規定による共済規程の設定の承認及び同条第3項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(4) 第11条の17第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>2の6～2の29 [略]</p> <p>3～24 [略]</p>		<p>1～2の4 [略]</p> <p>2の5 農業協同組合法による次の事務(信用事業を行う県の区域を地区とする農業協同組合に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>2の6～2の29 [略]</p> <p>2の30 環境保全型農業直接支払交付金実施要領第8の7の規定による抽出検査の実施に関すること。</p> <p>3～24 [略]</p>

[略]	[略]
<p>土木事務 1～15の2 [略]</p> <p>所長 16 漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>17～18の7 [略]</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(23) [略]</p> <p>19の2～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル(都城土木事務所にあつては、1万平方メートル)未満のものに許可に関する事(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 第34条第1号から第9号までに規定する開発行為(都城土木事務所を除く。以下ウ及びエにおいて同じ。)</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 第34条第14号に規定する開発行為で宮崎県開発行為等審査要領(昭和63年3月31日定め)第2の1から3まで、4の(1)、5から12まで、14、16及び17の場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第34条の2第1項(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関又は都道府県等との協議((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関する事(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(5) 第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関する事(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(6) 第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)の受理に関する事(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(10) 第38条の規定による開発行為((1)に規定するものに限る。)に関する工事の廃止の届出の受理に関する事(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p>	<p>土木事務 1～15の2 [略]</p> <p>所長 16 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第 137号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>17～18の7 [略]</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第9条の4の規定による指導及び助言に関する事。</p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p>19の2～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル未満のものに許可に関する事(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 第34条第1号から第9号までに規定する開発行為</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 第34条第14号に規定する開発行為で宮崎県開発行為等審査要領(昭和63年3月31日定め)第2の1から3まで、4の(1)、5から12まで、14、17及び18の場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第34条の2第1項(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関又は都道府県等との協議((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関する事(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(5) 第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関する事(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(6) 第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)の受理に関する事(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(10) 第38条の規定による開発行為((2)に規定するものに限る。)に関する工事の廃止の届出の受理に関する事(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p>

	<p> )。</p> <p>(11) 第41条第1項(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による制限((1)のイ、ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(12) 第41条第2項ただし書(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可((1)のイ、ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(13) 第42条第1項ただし書の規定による許可((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(14) 第42条第2項の規定による国の機関との協議((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>。</p> <p>(15) 第43条第1項の規定による次の建築物又は第一種特定工作物に係る許可に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物で、宮崎県開発行為等審査要領第2の1から3まで、4の(1)、5、6、8から13まで及び15から17までの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(16) 第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議((14)に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(17) 第45条の規定による承認((1)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(18) 第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(19) 第47条第1項(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(20) 第47条第2項及び第3項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による附記に関すること(都城土木事務所、</p>	<p>(11) 第41条第1項(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による制限((2)のイ、ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(12) 第41条第2項ただし書(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可((2)のイ、ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(13) 第42条第1項ただし書の規定による許可((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(14) 第42条第2項の規定による国の機関との協議((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(15) 第43条第1項の規定による次の建築物又は第一種特定工作物に係る許可に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物で、宮崎県開発行為等審査要領第2の1から3まで、4の(1)、5、6、8から13まで及び15から18までの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(16) 第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議((15)に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(17) 第45条の規定による承認((2)に規定する開発行為に係るものに限る。)に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(18) 第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(19) 第47条第1項(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(20) 第47条第2項及び第3項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による附記に関すること(高岡土木事務所及</p>
--	--	--

<p>高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。 )。 (21) 第47条第4項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の修正に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。) 。 (22) 第47条第5項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の保管及びその写しの交付に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (23)～(25) [略]</p> <p>24の2 都市計画法施行規則による次の事務 (1) 第37条の規定による登録簿の閉鎖(第24号(1)に規定する開発行為に係るものに限る。))に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (2) 第38条第1項の規定による閲覧所の設置に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (3) [略]</p> <p>24の3 都市計画法施行細則による次の事務 (1) [略] (2) 第26条の規定による地位承継の届出の受理(第24号(1)に規定する開発行為及び同号(14)に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るものに限る。))に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 25～41 [略]</p> <p>42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務 (1)～(32) [略]</p> <p>43 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>45 [略]</p>	<p>び日向土木事務所に限る。))。 (21) 第47条第4項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の修正に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (22) 第47条第5項(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の保管及びその写しの交付に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (23)～(25) [略]</p> <p>24の2 都市計画法施行規則による次の事務 (1) 第37条の規定による登録簿の閉鎖(第24号(2)に規定する開発行為に係るものに限る。))に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (2) 第38条第1項の規定による閲覧所の設置に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 (3) [略]</p> <p>24の3 都市計画法施行細則による次の事務 (1) [略] (2) 第26条の規定による地位承継の届出の受理(第24号(2)に規定する開発行為及び同号(15)に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るものに限る。))に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。 25～41 [略]</p> <p>42 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による次の事務 (1)～(32) [略]</p> <p>43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>44 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>45 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>港湾事務 1～10の3 [略] 所長 11 漁港漁場整備法による次の事務 (1)～(10) [略] 12～19 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>港湾事務 1～10の3 [略] 所長 11 漁港及び漁場の整備等に関する法律による次の事務 (1)～(10) [略] 12～19 [略]</p>
<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な</p>	<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来</p>

茶生産をめざす産地再生支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業及び施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業に係る補助金

5～14 [略]

15 鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱 (平成31年4月1日定め) に基づく補助金

16 [略]

17 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱 (平成30年4月1日定め) に基づく補助金

18～26 [略]

27 地域食資源高付加価値化推進事業補助金交付要綱 (令和3年4月1日定め) に基づく補助金

28～30 [略]

へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業、施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業及び高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業に係る補助金

5～14 [略]

15 鳥獣保護区等周辺地域被害防止対策事業補助金交付要綱 (平成31年4月1日定め) に基づく補助金

16 [略]

17 有害鳥獣捕獲強化総合対策事業補助金交付要綱 (平成30年4月1日定め) に基づく補助金

18～26 [略]

27 地域食資源高付加価値化ビジネス総合支援事業補助金交付要綱 (令和6年4月1日定め) に基づく補助金

28～30 [略]

31 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱 (平成28年4月1日定め) に基づく補助金のうち、就農環境整備・改善事業に係る補助金

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

